

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和2年3月11日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法・不当であると主張している。

わたしはちてきしょうがいをもっています。こどものころからいぢめられてました。ちゅうがくこうも、じどうそうだんしょからきょうごいんにおくられました。わたしは、アイキューがたりないため、よみかきけいさんができません。わたしのまわりでは、アイキューもあってパソコンもスマホもつかえるにんげんがいたのでちょうをもってます。ふこうへいです。わたしには、あいのてちょうがひつようです。さいしんさをもとめます。わたしはせ

いしんしょうがい2きゅうです。たくさんのびょうきをかかえています。じぶんの一りの力ではいきいきできません。ほうもんかんばんもやっています。どうかびょうどうなしんさをしてください。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年10月22日	諮問
令和2年11月26日	審議（第49回第3部会）
令和2年12月24日	審議（第50回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）において、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の

写真を添え、その者が18歳以上の場合にあっては心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が18歳以上である場合は要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、同条1項の規定により交付申請を却下するときは、心障センター所長を経由して愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

(3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・

(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 知能測定値

改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果、IQ 53と判定されており、これは個別判定基準表における「4度（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）」に相当するとされている。

イ 知的能力

請求人は、これまでアルバイト等の一般就労及び単身生活をしてきた時期もある。現在は生活保護を受給しており、保護費については家賃や食費などを含めて計画し、お金が足りなくなってしまうことはないと話している。一方で、知能検査では漢字の読みは簡単な漢字にとどまり、加減乗除算も完全ではなかった。知能検査における教示を理解し、簡単な説明をすることは可能で、身近な事柄についての抽象概念はあることが確認された。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（テレビ、新聞等がある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。）」に相当すると判定されている。

ウ 職業能力

請求人の陳述によれば、20歳以降に荷物の積み下ろし等のアルバイトに従事した経験がある。現在は就労継続支援事業所へ通所し、トイレや公園の清掃等に従事している。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（単純作業は可能であるが、時に助言等が必要）」に相当すると判定されている。

エ 社会性

請求人は、面接等の際には礼節を意識し、丁寧語で会話をするなど、場に則した応対が取れていた。対人関係は、交際相手、家族、支援者など限定的であり、現在通所している就労継続支援事業所でも、休憩時間は一人で過ごすことが多いという。しかし、集団の中ではルールに従って行動を取ることにはできている。

以上のことから、個別判定基準表における「4度（対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能）」に相当すると判定されている。

オ 意思疎通

請求人に対する心理学的判定において、これまでの生活歴について、一部詳細を語るができなかったが、「記憶が飛んでいる」と自身の状態についての説明ができ、覚えている範囲の事柄については適切に情報提供ができるなど、全体としての意思疎通は良好であった。医学判定においても、心理検査の内容、現在の生活状況、病状や病名についても十分に説明可能であった。

以上のことから、「非該当」に相当すると判定されている。

カ 身体的健康

請求人は、急性膵炎での入院歴があるが、退院後は断酒を継続し、現在は身体的に特別な医療を要する状態ではない。

以上のことから、「非該当」に相当すると判定されている。

キ 日常行動

請求人は、統合失調症、不眠症と診断されており、精神科医療機関へ通院、服薬中である。物忘れ、幻聴などの自覚はあるが、行動上の障害は認めていない。

以上のことから、「非該当」に相当すると判定されている。

ク 基本的生活

請求人は、具合の悪い時などには交際している女性に支援してもらうことがあるとのことであるが、買物は一人で可能で、食事はコンビニエンスストアで調達することができ、排せつ、着脱衣、入浴、洗面、ひげそり等は自立している。

以上のことから、「非該当」に相当すると判定されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち、「4度」は4項目（知的測定値、知的能力、職業能力及び社会性）が相当し、「非該当」は4項目（意思疎通、身体的健康、日常行動及び基本的生活）が相当すると記載されている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

請求人には、成人以降の認知機能が低下する要因（統合失調症、アルコール関連障害）もあり、発達期（18歳未満）までに知的機能の障害があったとは判断できないため、医学的所見欄には「愛の手帳非該当」と記載されている。

心理学的所見欄には「CA45」、「MA8：6」、「IQ53（鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「知的障害に起因する日常生活上の支障は認められない。精神科の治療を継続していくことが望ましい。」と記載されている。

(3) 総合判定

本件申請は、18歳以上の者からの新規申請であることから、

総合判定に当たっては、請求人が現在愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあることに加え、発達期（18歳未満）までに知的機能の障害が現れていたことを確認する必要があるとされている。

しかし、発達期（18歳未満）の資料として請求人から提出された、請求人が中学3年生のときに書かれたと思われる作文は、年齢相応より幼い印象は受けるものの、この資料のみをもって知的機能の障害があったとまでは判断できず、その他発達期（18歳未満）までに知的機能の障害が現れていたと判断するに足る客観的資料は得られていない。そして、上記(2)のとおり、成人期以降に発生した要因により認知機能が低下した可能性も否定できなかつたとされている。

以上、上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「1度（最重度）」ないし「4度（軽度）」及び「程度不明」のいずれにも当たらないから、請求人の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張

請求人は、上記第3のことから、本件処分が違法、不当である旨主張している。

しかし、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるべきものと解されるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)